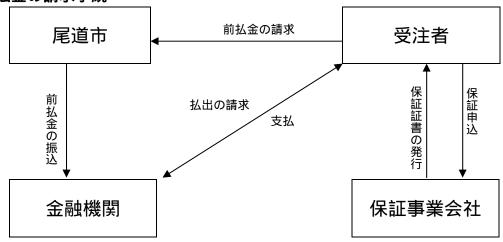
前払金・中間前払金について

1 前払金について

受注者の資金調達を円滑化することにより経営の安定化を図るため、工事・業務の完成前に契約金額の一部(建設工事は4割以内、測量・設計・調査等の委託業務は3割以内)を支払う制度です。

前払金の請求手続



受注者は、保証事業会社に前払金保証の申込みをする。

受注者に対して保証事業会社から保証証書が発行される。

受注者は、前払金申請書に保証証書を添付して、契約担当課へ前払金の請求をする。 市は、請求日から14日以内に受注者の前払金専用口座へ前払金を振り込む。

受注者は、金融機関へ前払金の払出の請求をする。

受注者に対して前払金が払い出される。

2 中間前払金について

建設工事を対象に、前払金(契約金額の4割)に加え、工期の半ばで更に2割以内の前金払いを行う制度です。(委託業務には中間前払金の支払いはありません。)

(中間前払金の支払条件)

次の条件をすべて満たす必要があります。

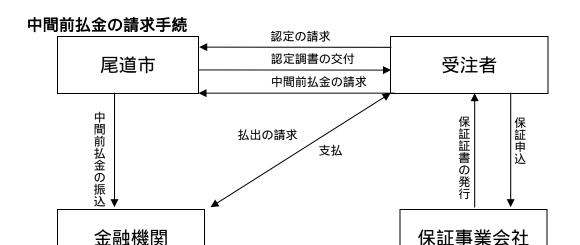
前金払制度対象工事で、当初の前払金を受領していること。

工期が3か月以上であること。

工期の2分の1を経過していること。

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。



受注者は、工事担当課へ、認定請求書に工事履行報告書を添付して中間前払金の認定を請求する。

工事担当課が進捗状況を調査し中間前金払いをすることができる要件を満たしている ことを確認した後、認定調書を交付する。

受注者は、認定調書を添付して保証事業会社に中間前払金保証の申込みをする。

受注者に対して保証事業会社から保証証書が発行される。

受注者は、中間前払金申請書に保証証書を添付して、契約担当課へ中間前払金の請求をする。

市は、請求日から14日以内に受注者の前払金専用口座へ中間前払金を振り込む。 受注者は、金融機関へ中間前払金の払出の請求をする。

受注者に対して中間前払金が払い出される。